

北海道告示第10571号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

令和4年4月21日

北海道知事 鈴木 直道

- 1 施行者の名称
帯広市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
帯広圏都市計画下水道事業 帯広公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和34年10月2日から令和8年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分

昭和34年建設省告示第1926号、昭和37年建設省告示第1295号、昭和39年建設省告示第3100号、昭和41年建設省告示第3877号、昭和42年建設省告示第1957号、昭和42年建設省告示第4484号、昭和43年建設省告示第2253号、昭和44年建設省告示第2636号、昭和47年北海道告示第2132号、昭和49年北海道告示第3966号、昭和53年北海道告示第1876号、昭和55年北海道告示第2400号、昭和58年北海道告示第1872号、昭和58年北海道告示第2196号、昭和61年北海道告示第780号、昭和61年北海道告示第1756号、平成3年北海道告示第579号、平成5年北海道告示第877号、平成6年北海道告示第10号、平成7年北海道告示第1171号、平成10年北海道告示第1600号、平成14年北海道告示第1501号、平成17年北海道告示第10197号、平成20年北海道告示第10084号、平成22年北海道告示第10333号、平成27年北海道告示第10278号、平成30年北海道告示第10376号、平成31年北海道告示第2425号及び令和3年北海道告示第10512号の帯広川下水道終末処理場の事業地のうち、東11条南2丁目、東11条南3丁目、東12条南2丁目、東12条南3丁目を廃止し、帯広中継ポンプ場の事業地として、東11条南2丁目、東11条南3丁目、東12条南2丁目、東12条南3丁目の一部を追加する。

- (2) 使用の部分
変更無し